

つくばみらい 相談事例

義務付けは寝室・階段

数日前に知らない男性が、「火災警報器を取り付けないと罰せられる」と言って訪問販売に来ましたが、信用してよいでしょうか。

火災警報器の相談は、高齢の方から多く寄せられています。業者の中には、市役所や消防署などの公的機関を装い、勧誘するケースもあります。

つくばみらい市では、平成 21 年 6 月 1 日から、**寝室と寝室へ向かう階段**への火災警報器の設置が**義務付け**られています。罰則はなく、公的機関が自宅を訪ねて販売することはありません。

火災警報器には、火災により発生する煙を感知する煙式警報器と熱を感知する熱式警報器の 2 種類があります。煙式は寝室や階段等に、熱式は台所等に適しています。

火災警報器は、大型電気店やホームセンターなどで 1 個数千円で販売されており、自分で取り付けることもできます。**NS マーク**（日本消防検定協会の検定マーク）を購入の目安にするとよいでしょう。

業者に取り付けを依頼する場合は、必ず見積りをもらいその場での契約はさけましょう。工事内容(取り付け場所・個数)を十分検討してから契約をします。業者の連絡先の確認も大切です。

後から不要な契約に気が付いたら、**訪問販売**の場合、契約書面が渡された日から 8 日以内なら、**クーリング・オフ**ができます。